

令和6年11月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)
地域名 (地域内農業集落名)	野駄 (上村、蟹沢、森子、田中、向村、山道、中沢、前森)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①耕作地は増えているが、耕作者は減る一方である
- ②法人や大規模農家への集積は進んでいるが、経営体のキャパシティを超えており、集約化が急務である
- ③地域の農地の適正な管理運用のため法人や大規模農家の定期的な協議の場が必要となる

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農用地の集積・集約による有効活用を進め、水稻と高収益野菜(ほうれん草、ミニトマト、ブロッコリー等)の複合化による安定経営を図っていく。
- ・転作田を利用した振興作物の栽培を推進していく。
- ・飼料用米の団地化を推進していく。
- ・遊休農地について、集落組織と認定農業者等が協働した取り組みにより保全管理や有効活用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	594.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	594.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地の集約が進むよう事前に受け手の調整等を相談していく。 ・小さな単位(集落等)での話し合いを実施していく。 ・農地の貸借金額を地域で一律(3千円/10a)とし、圃場条件により話し合いでの設定を可能する。無償(物納)は、全額での契約を優先させる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在行っている圃場整備事業に加え、必要に応じて費用対効果を検証しながら、畦畔除去や水路整備等、軽微な整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業後継者、農業を担うもの等、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、JAや普及センター、改良区等、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の担い手による農業の維持を進めるが、カバーできない作業は、JA新いわて等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--